

社会教育委員の役割について

1 社会教育委員とは

社会教育委員は、社会教育行政に広く地域の意見等を反映させるため、教育委員会の諮問機関として設けられた制度です。

社会教育法（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

2 社会教育委員の役割

中津川市の社会教育について、その方策や方針についてご意見を述べていただくだけでなく、必要に応じて諸計画や答申を作成していただきます。

社会教育法（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

公民館運営審議会委員の役割について

1 公民館運営審議会とは

公民館における各種の事業の企画実施に関する事項についての調査及び審議する教育委員会の附属機関です。

社会教育法（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

2 公民館運営審議会委員の役割

公民館の管理・運営や、市全体の公民館のあり方についてご意見を述べていただくだけでなく、必要に応じて諸計画や答申を作成していただきます。